

令和7年度 魚沼市立小出小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

（「魚沼市いじめ防止基本方針（令和5年3月1日改定）」より）

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。また、いじめを受けた児童生徒の心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるだけでなく、最悪の場合は、生命に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、暴力等の犯罪行為には毅然と対処する。また、些細な兆候を見逃さず、軽微であっても組織的に全力で対応する。学校がいじめ及びその兆候を知った時は、被害者およびその保護者に寄り添った丁寧な初期対応を行うとともに、学校だけではなく、必要に応じて教育委員会との連携において解決にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員終会や子どもを語る会での情報交換及び共通理解

定期的に学期に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間活動計画は別表）

(1) 新・温かい学級づくりによる学級経営の充実

- WEBQU を生かしたり、ソーシャルスキルトレーニングや「児童・保護者アンケート」を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、温かな学級づくりを目指し学級経営に努める。
- 学び合いを通して分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 特別の教科「道徳」の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 人権教育、同和教育を中核に据え、全教育活動において道徳教育を実践し、精神や思いやりの心等を育てる。
- 性的な違和感、外国ルーツなどの学習を通して、多様な人々がいるという理解教育に努める。

(3) 相談体制の整備

- WEBQU の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 定期的な「児童・保護者アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 多くの教職員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) SNS 等ネットトラブルに係るいじめに対する対策

- 全校児童の SNS 等、インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、新潟県教育プログラムを積極的に活用し、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校区の中学校や小学校、保育園・幼稚園と情報交換や交流学习を行う。

(7) 校内研修の充実

- 市教育委員会、県教育委員会から講師を招き、実践的な対応を学習する。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間活動計画は別表 学校評価の評価項目にする。）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校、子育て支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 定期的な「児童・保護者アンケート」の実施 ＊アンケートは5年間保存する。

定期的に「児童・保護者アンケート」を実施する。また、「児童・保護者アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの早期把握

児童に担当しているコンピュータでのインターネット使用履歴の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認したりすることを通してネット社会における子どもたちの様子に注視する。

5 いじめに対する対応

- 生活指導主任、学級担任がいじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、校長が速やかにいじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめ防止対策推進法（第23条2項）に基づき、認知したすべての事案について、市町村教育委員会に認知から5日以内に「いじめ認知報告書」により報告を行い、必要に応じて連携して対応にあたる。
～以下、いじめ防止対策委員会で協議し行う～
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめが解消した状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（3か月間は児童を注視し、対策組織において判断する。）
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- 市教育委員会、県教育委員会から指導を受け、関係機関から協議に参加してもらい、連携を深める。
- いじめの解消に向けて、児童との安心できる話し合い、保護者への報告、面談等、きめ細やかに対応する。
- 少なくとも3か月は被害・加害児童の様子を含め状況を注視する。

6 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

（2）重大事態への対処 ＊被害者を徹底的に守ることを原則とする

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 少なくとも3か月は被害・加害児童の様子を含め状況を注視する。

7 その他

- いじめ事案、または、いじめが疑われる事案が発生した場合、生徒指導フォルダにある記録用紙に記入し、必要に応じて管理職が市教委に提出する。